

## 赤穂市スポーツ施設ネーミングライツ・パートナー優先候補者選定基準

赤穂市では、ネーミングライツ・パートナー優先候補者の選定に際し、以下の基準により審査を行います。

### 1 選定手順

#### (1) 応募資格等審査

施設所管課は、応募資格等について書類審査を行います。

#### (2) 項目別審査

赤穂市ネーミングライツ審査委員会は、項目別審査を行い、ネーミングライツ・パートナー優先候補者を選定します。

### 2 審査方法等

#### (1) 応募資格等審査

申込書等の提出書類に基づき、全ての応募者を対象に施設所管課が応募資格等審査を行います。

なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

- ① 応募者について、赤穂市ネーミングライツ事業実施要綱第4条の契約を行わない業種又は事業者該当していないかどうかを確認します。
- ② 応募者の提案する愛称について、赤穂市ネーミングライツ事業実施要綱第5条の表記することができる愛称の範囲を満たしているかどうかを確認します。
- ③ 応募者の提示するネーミングライツ料について、「赤穂市スポーツ施設ネーミングライツ・パートナー募集要項」2(2)エ ネーミングライツ料(年額)に掲げる条件を満たしているかどうかを確認します。
- ④ 審査の結果、①から③までの要件を全て満たしていると判断した場合は、赤穂市ネーミングライツ審査委員会による項目別審査を行うこととします。
- ⑤ 審査の結果、①から③までの要件を1つでも満たしていないと判断した場合は、失格とします。

#### (2) 項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を全て満たしていると判断した応募者を対象に赤穂市ネーミングライツ審査委員会が項目別審査を行います。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

- ① 審査項目は、以下のとおりとします。
  - ア ネーミングライツ料(希望契約価格)
  - イ 愛称案
  - ウ 経営の安定性
  - エ 地域性
- ② 委員が審査する審査項目及び審査内容並びに点数の配点は、別表1及び2のとおりとします。
- ③ 採点方法  
採点方法は、別表1及び2のとおりとします。
- ④ 採点手順  
委員は、応募者ごとに、審査項目(審査内容)の採点を行います。
- ⑤ 審査結果  
各委員の採点を合計した結果、総合計点が最も高い応募者をネーミングライツ・パートナー優先候補者とします。  
総合計点が同点だった場合は、「ネーミングライツ料」、「愛称名」、「経営の安定性」の順に各審査項目の合計点が高い応募者を優先候補者とします。

別表 1 (審査項目等その 1)

	審査項目	審査基準	配点	算出方法	点数
1	ネーミングライツ料	・応募金額の妥当性	40	$40 \times (\bigcirc \div \bullet) ※$	
					(A)

## ※評価基準

応募金額が最高のもので 1 位として 40 点付与し、2 位以下はその応募金額を 1 位の金額で除して算出した率を 40 点に乗じて得た点数を付与します。(小数点以下四捨五入)

別表 2 (審査項目等その 2)

	審査項目	審査基準	配点	評価	算出方法	点数
2	愛称案	・市民に親しみやすく呼びやすいか。 ・施設の管理運営に支障は生じないか ・施設を利用する団体等の活動に支障は生じないか	30	※	$30 \times \underline{\hspace{1cm}}$	
3	経営の安定性	・企業の経営は健全か。 ・決算報告による経営状況、安全性	20	※	$20 \times \underline{\hspace{1cm}}$	
4	地域性	市内の事業所等の有無 ・市内に本社等を有する場合 10 点 ・市内に支社又は事業所を有する場合 5 点 ・市内に支社・事業所等を有しない場合 0 点	10	—		
						(B)

## ※評価基準 ↑

評価	評価基準	算出方法
A	特に優れている	配点 $\times$ 1.00
B	優れている	配点 $\times$ 0.80
C	標準的である	配点 $\times$ 0.60
D	やや劣る	配点 $\times$ 0.40
E	劣る	配点 $\times$ 0.20

合計                     (A) + (B)